

法改正等における変更点のご案内

○「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正に伴い、「特定福祉用具販売」の種類が以下のように1つ追加されました。

【改正前】	【改正後】
①腰掛便座	①腰掛便座
②自動排泄処理装置（交換可能部分）	②自動排泄処理装置（交換可能部分）
③入浴補助用具	③排泄予測支援機器
④簡易浴槽	④入浴補助用具
⑤移動用リフト（つり具部分）	⑤簡易浴槽
	⑥移動用リフト（つり具部分）

(2022/4/22 掲載)